

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 新たな計画の策定

札幌市ではこれまで、図書館の運営やサービスの基本的な考え方・方向性を示す「札幌市図書館ビジョン」（以下「図書館ビジョン」という。）と、子どもが自主的に楽しく読書し、読書活動を通じて生きる力を育む環境づくりを進めるための施策を示す「札幌市子どもの読書活動推進計画」（さっぽろっこ読書プラン、以下「子ども読書プラン」という。）を策定、推進してきました。

また、国においては、第1次図書館ビジョンを策定した平成13年度（2001年度）以降、「子ども読書プラン」の根拠となっている「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定や、「図書館ビジョン」の背景となる「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正などを行い、各地方公共団体にも、それらの法律の趣旨を踏まえた計画を策定したうえで、読書活動や適切な図書館サービスの推進するよう求めてきたところです。

両計画の策定以降、図書館運営に係る「図書館ビジョン」と、読書活動を推進するための「子ども読書プラン」は、密接に関連する計画であるにも関わらず、背景となる法律や計画期間などが異なるため、別々に策定、進行管理が行われてきました。

このたび、両計画がほぼ同時期に改定を必要とするタイミングを迎えることとなりましたが、今後に向けた計画体系の在り方として、子どもの読書活動推進を含む図書館サービスを総合的・一体的に進めるうえでは計画の一本化が望ましく、社会環境の変化に柔軟に対応するためにも、計画期間は適切な範囲で短い期間に統一すべきと考えられます。

こうしたことから、新たな計画は「図書館ビジョン」と「子ども読書プラン」の二つの計画の後継となる統合計画とすることで、市民の読書活動への支援を総合的に進め、社会全体で子どもの読書活動を支える環境を整えるとともに、図書館の運営やサービスの基本的な考え方を一体として示すこととします。

## 2 さっぽろ読書・図書館プラン 2022 の位置付け

### (1) 法律上の位置付け

この計画は、読書活動の推進や図書館の運営に関する計画として、次の三つの法律などに基づき策定するものとします。

- ① 「図書館法」（昭和25年4月30日法律第118号）第7条の2に基づく「**図書館の設置及び運営上の望ましい基準**」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）で定められる市町村図書館における基本的運営方針及び事業計画

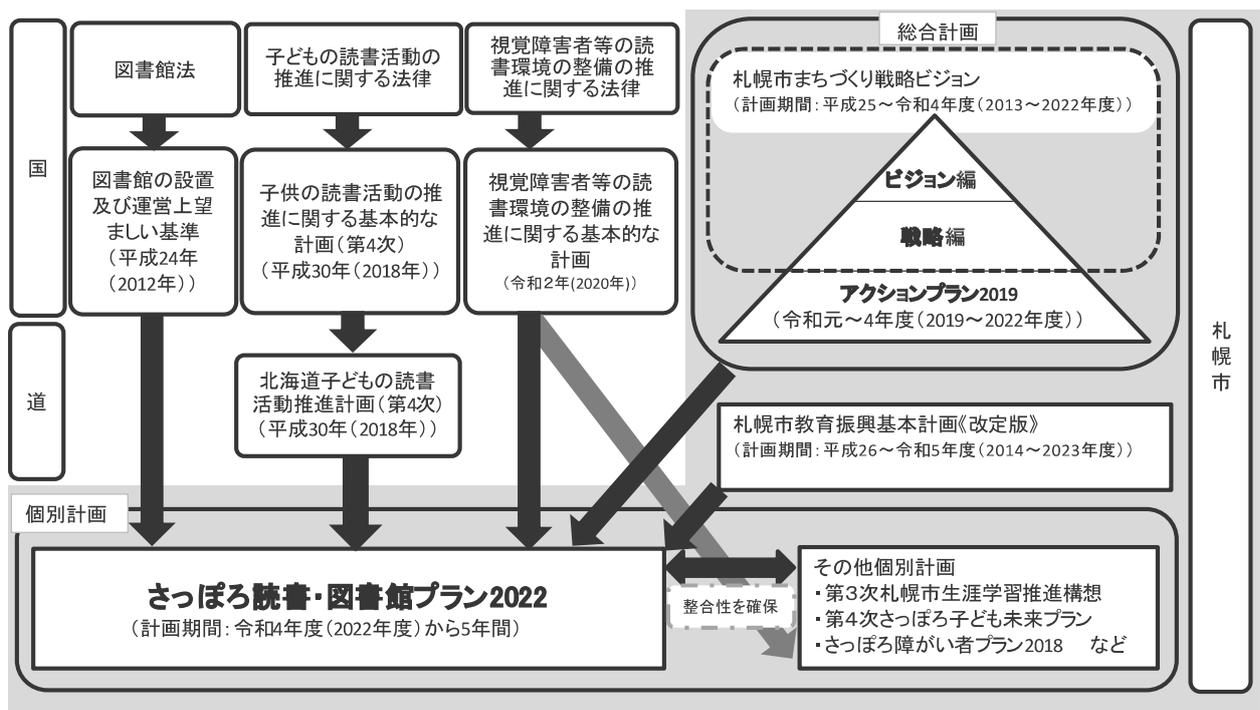
- ② 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項に規定される市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画
- ③ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月28日法律第49号、以下「読書バリアフリー法」という。)第8条第1項に規定される地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

(2) 札幌市の行政計画としての位置付け

この計画は、札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」〔平成25年(2013年)策定〕の個別計画としても位置付ける必要があることから、次のような計画などとも整合性を保ちながら、市民の読書活動に関する取組を含む図書館政策全般を実施していきます。

- 札幌市の中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」〔令和元年(2019年)策定〕
- 教育施策を総合的に示す計画である「札幌市教育振興基本計画」〔平成26年(2014年)策定〕
- 子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的に推進する計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」〔令和2年(2020年)策定〕
- その他策定済みの各行政計画

《関係図》



### 3 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から5年間とします。

### 4 計画の対象

この計画の対象は、統合する二つの計画の対象範囲を全て含む、乳幼児から高齢者までの市民全般とします。

また、図書館や学校等の読書活動と関わりを持っている団体、更にそれらの活動を支援いただいている各種の団体も対象とします。

### 5 対象事業

この計画では、札幌市における市民の読書活動の推進に資する事業及び図書館運営に関する事業を広く対象とします。

#### コラム 《図書館の自由に関する宣言》

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」

これは、我が国の図書館を代表する組織である「公益財団法人 日本図書館協会」が決議した「図書館の自由に関する宣言」の書き出しです。

宣言は、続いてこの任務を果たすための確認事項として、

- 第1に「図書館は資料収集の自由を有する」こと
- 第2に「図書館は資料提供の自由を有する」こと
- 第3に「図書館は利用者の秘密を守る」こと
- 第4に「図書館はすべての検閲に反対する」こと

の4つの確認事項を掲げています。

最初に「基本的人権」とあることから、現在の日本の住民にとっては、ごく当たり前のことのようにも思えますが、宣言の中で歴史的な反省があるように、自由を守るためには、不断の努力を重ねていく必要があります。

中央図書館にも、入口すぐの場所に図書館の自由に関する宣言を掲示していますが、札幌市の図書館は図書館の自由を守るため、今後も努力を続けていきます。

